第 204 回価格審査委員会議事要旨

| 開催日時、場所 | 2020年10月16日(金)午前10時00分~11時20分経済調査会会議室 |
|---------|---------------------------------------|
| 出席委員 | 加藤佳孝、小路直彦、竹本典道、土屋貴裕、野口貴文(委員長) (五十音順) |

| 安港東西五水系是辛日 所明 | | 欠 汝 钿 木 △ 郑 明 | 宏 諾姓用 |
|----------------------------------|---|---------------------------------|---|
| 審議事項及び委員意見・質問 1. 前回議事概要の確認 | 経済調査会説明・審議結果 | | |
| 2. 「積算資料」11 月号土木系資材の価格変動の妥当性について | ・前回議事概要案が承認された。 ・審査対象資材のうち、11月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 | | |
| | <品目> | [地区] | (理由) |
| | 【上伸した資材】 異形棒鋼 | 北陸(新潟除く)、 近畿、中国、四国、 九州、沖縄 | |
| | 鉄屑 | 名古屋、大阪 | 国内の鉄屑発生量、需要とも依然低調な中、輸出向け出荷は好調を維持。自動車向け需要が回復基調の中部地区で電炉メーカーの工場が炉前購入価格を引き上げ、問屋筋も概ね追随し、市況上伸。 |
| | コンクリート用砂 (荒目)(細目) コンクリート用砕石 クラッシャラン | 水戸 | 昨年 10 月の台風で茨城県内の 産地採取区域、プラントが被害 を受け、生産がタイト化したの を機にメーカーは値上げ交渉を 本格化。安定供給を優先する需 要者が値上げを受け入れ、市況 上伸。 |
| | コンクリート用砂 (細目) | さいたま | 昨年 10 月の台風で主に流通している千葉県内の産地採取区域、プラントが被害を受け、生産がタイト化したのを機にメーカーは値上げ交渉を本格化。安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。 |
| | クラッシャラン | 前橋 | 主に流通している埼玉県秩父産のメーカーが、上武道路改良工事等で需給がひっ迫したのを機に値上げ交渉を本格化。安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。 |

| 審議事項及び委員意見・質問 | | 経済調査会説明・ | 審議結果 |
|---------------|----------------------|----------|--|
| | クラッシャラン コンクリート用砕石 | 東京、横浜 | 昨年 10 月の台風で都内多摩地 区の産地採取区域、プラントが 被害を受け、生産がタイト化し たのを機にメーカーは値上げ交 渉を本格化。安定供給を優先す る需要者が受け入れ、市況上伸。 |
| | コンクリート積み ブロック | 仙台 | 需要減少による製造コスト増加から昨年4月メーカーが値上げを打ち出す。今年4月にメーカー4社中2社が製造を中止、昨秋の台風19号の災害復旧工事が本格化する中、需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。 |
| | コンクリート積み ブロック | 山形 | 運搬コスト増加を理由にメーカーが今年4月より値上げを打ち出す。出荷対応できるメーカーが限られ、今後今年7月の豪雨災害の災害復旧工事が見込まれることから、安定供給を優先する需要者が受け入れ、市況上伸。 |
| | コンクリート積み ブロック | 長崎 | 今年1月の員外社組合加盟を機に、原材料、運搬コスト等増加を理由にメーカーは今年4月契約分より値上げを打ち出す。メーカーが足並みを揃え、売り腰を強めた結果、需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。 |
| | コンクリート積み ブロック | 鹿児島 | 需要減少による製造コスト増加を理由に県積ブロック工業組合は昨年6月契約分より値上げを打ち出す。地区的に員外社の影響が少ない中、今年7月の豪雨災害等の災害復旧工事を見据え、安定供給を優先する需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。 |
| | 【下落した資材】 軽油 | 全国 | 9月の中東産原油価格は、新型コロナ再拡大懸念による先行き不安から下落に転じ、元売卸価格も月間で5ヶ月ぶりの値下げ改定となった。販売会社も価格を引き下げ、市況下落。 |
| | 再生加熱アスファル ト混合物 | 宮崎 | 需要が低調に推移する中、スト・アス価格の下落で、需要者の値下げ要求が強まっている。 一部メーカーによる数量確保を 優先した安値販売が散見され、 市況下落。 |

審議事項及び委員意見・質問

- ○軽油の国内生産量と国内販売量の資料で、生産量が販売量を大きく上回っているが、この差はどういうことか。
- ○軽油の価格変動のグラフで、原油価格 と比較して軽油価格の方が CIF 価格 より先に変動している。本来は逆のよ うに思われるが理由はあるか。
- ○東京地区のクラッシャランの価格が コンクリート用砕石と同額で隣接地 区より高い水準である。一方、再生ク ラッシャランは隣接地区より安価な 水準だが、それぞれの価格の背景は、
- 3. 「積算資料」11 月号建築系資材の価格変動の妥当性について
- ○塩ビ管について、販売業者のヒアリン グ調査によると需要が少ないようだ が、価格が下がらないのはメーカーの 力が強いためか。
- ○塩ビ管のヒアリング調査で、販売業者 から輸送用のトラックの手配が難し いという声があったが、新型コロナの 巣ごもり需要の影響があるのか。
- 4. その他
 - (1) 次回開催予定

経済調査会説明・審議結果

- ・国内生産量のうち、輸出に回る分が一定量ある。輸出先は、オーストラリアが50%前後と最も多く、他はチリ、台湾、香港等となっている。韓国にも輸出しているが、韓国からは輸入量の方が多い。
- ・原油市況は日々変動するが、そこから日本に入着するのに1か月から2か 月強かかるため、CIF価格は遅れて反映される。一方、石油製品の販売価 格は、毎日のように原油市況が報道される中で、すぐに反映されやすく、 若干のタイムラグが発生している。
- ・コンクリート用砕石とクラッシャラン (C-40)、再生クラッシャラン (RC-40) で流通状況が異なる。東京17区のコンクリート用砕石とC-40 は、東京の多摩あるいは埼玉の秩父と遠方から供給される。また、コンクリート用砕石は、一部海送品で地方から船で持ってくるケースもある。 RC-40 は、砕石業者だけでなく、中間処理業者やアスファルト混合物業者など販売業者数が多く、都内中心に立地しており、C-40と RC-40との価格差として主に運搬費の差があげられる。C-40の価格はコンクリート用砕石より安価なケースが多いが、多摩地区ではC-40を製造するプラントが非常に限られているため、高値水準にあると考えられる。
- ・審査対象資材のうち、11 月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市はなかった。
- ・販売店間の競合はあるので、塩ビ管の価格が下がらないのは、メーカーの 力が強いからというよりは、塩ビ管自体あまり採算性のよい資材ではなく、 既に安値水準にあり、同時に納入する他の資材で利幅を確保している状況 のためと販売店から聞いている。
- ・トラックについては、コロナ禍以前から人手不足により手配が難しい状況であった。巣ごもり需要で使用されるトラックはおそらく屋根や幌がついており、塩ビ管を運ぶトラックは平ボディで屋根や幌がついていないため、車両が異なる。トラックの運搬費は平ボディよりも屋根がついているほうが高いので、そちらに人手が流れるということはあるかもしれない。
- ・2020年11月17日(火)15時~17時と決定。

(以上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の 調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者に よる価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について 審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとす る。
 - 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、 代表理事が委嘱する。
 - 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(審査の報告・助言)

第6条 委員会は、第2条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審 査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

- この規約は、平成15年11月13日から施行する。
- この規約は、平成16年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成18年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成21年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成24年6月15日から改定施行する。